

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた 令和2年度の入札参加資格随時申請の対応について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、入札参加資格申請を紙申請により行う場合の書類提出において、**特例的に、郵送を認める取扱いとします。**
なお、本特例の期間は新型コロナウイルス感染拡大が収束するまで(最長:令和2年12月末まで)とします。

持参の場合、各月の提出期限を20日締めとしていますが、**郵送の場合は各月の提出期限を15日県建設業課必着とします。**
郵送の場合も、事前の電話連絡をお願いします。

令和2年4月7日に政府から、関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、これまで、建設工事、建設関連業務委託、土木維持管理業務委託の入札参加資格申請を紙申請により行う場合、予約をいただいた上で持参による書類提出をお願いしていたところを、特例的に、期間限定で郵送による申請を認める取扱いとします。

本特例の期間は、新型コロナウイルス感染拡大が収束するまで(最長、令和2年12月末まで)とします。新型コロナウイルス感染収束が確認され、本特例を終了する場合は、1か月前までに建設業のひろばホームページにおいてお知らせします。

(御注意ください)

持参いただいた場合、各月の提出期限を20日締めとしていますが、郵送についてはその場での修正等の対応ができないため、各月の15日の県建設業課必着(消印日ではありません)とします。

また、郵送により提出された申請に必要な修正が存在し、20日までに修正したものを提出できない場合は、翌月認定となる場合がありますので、御注意ください。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願
いします。

この件の問合せ先:静岡県庁建設業課(指導契約班)
電話 054-221-3057